



市政ニュース



「子ども手当」を支給

子ども家庭課 ☎775-5120
☎774-5342

次世代の社会を担う子どもたちが健やかに育つよう社会全体で支援するため、中学校修了までの子どもを対象に「子ども手当」を支給します。子ども手当の支給に伴い、児童手当の支給は3月分までとなります。すでに児童手当を受給している人には、6月に2・3月分の児童手当と4・5月分の子どもの手当を支給します。この場合、子ども手当の申請手続きは必要ありませんが、所得制限で児童手当を受けていない人や中学生の子どもがいる人などは、9月30日(木)までに申請すれば、4月分にかかのぼって手当を受け取ることができます。

▼所得制限 なし
▼対象となる子ども 中学校修了前の子ども
▼手当額 子ども1人につき月額1万3,000円(平成22年度)
▼支給月 6月(4・5月分)・10月(6・9月分)・平成23年2月(10月)・平成23年1月分
▼申請方法 申請書(4月中旬以降に郵送)に必要事項を記入して、必要書類(案内書参照)を添付して、返信用封筒により返送
※公務員は勤務先で手続きをしてください(申請書が郵送される場合があります)。4月1日以降の出生や転入の場合、窓口での申請が必要です。また3月31日現在、児童手当の認定を受けている人で、中学1・2年生の子どもがいない場合は申請の必要はありません。
▼申請期限 9月30日(木)まで(郵送の場合は9月30日の消印有効)
※期限までに申請すれば、4月分から支給(4月1日以降の出生や転入の場合は、該当の日の翌月分から支給)されます。
※子ども手当は寄付することもできません。

Q & A

Q 子ども手当と児童手当の違いは何ですか。
A 子ども手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で支援する観点から実施するものです。受給者の所得制限は設けず、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、一律に月額1万3,000円を支給するものです。
Q 児童手当受給者で、3月に小学校を修了した児童を養育する場合、あらためて子ども手当の認定請求をする必要がありますか。
A 3月31日現在、児童手当の認定を受けている人については、子ども手当に係る認定の請求を行っているものとみなします。小学6年生の子どもが児童手当の認定を受けていれば、4月1日に中学生になっても、子ども手当の認定請求をあらためて行う必要はありません。
Q 児童手当受給者で転出・転入が生じた場合、子ども手当の申請は必要ありますか(①3月31日に上尾市を転出し、4月1日にB市に転入した場合②4月に上尾市からB市に転出した場合)。
A ①B市に申請が必要となります。②4月分は、上尾市で支給。5月分以降は、B市に申請が必要となります。

Q 所得制限により児童手当を受けていなかった場合でも、4月1日以降に申請を行えば4月分から支給されますか。
A 子ども手当は所得制限が設けられていません。4月1日現在、子ども手当の支給対象となる場合は、9月30日までに申請を行えば4月分から子ども手当を受けることができます。また未申請のため児童手当を受給できなかった場合や、現況届の未提出などにより一時差し止められている場合も同様です。

こども医療費・ひとり親家庭等医療費受給資格証がカードサイズに

子ども家庭課 ☎775-5120
☎774-5342

●新資格証がカードサイズに
4月1日からこども医療費、ひとり親家庭等医療費の資格証がカードサイズ(約8.5×5.4cm)になります。4月以降、市内の医療機関などで受診の際は、必ず送付された新しい資格証を提示してください。旧資格証で受診すると、窓口で支払いが生じますのでご注意ください。
なお新しい資格証は3月中に郵送



していますので、内容を確認してください。

●**こども医療費の助成対象を拡大**

市では、10月診療分からこども医療費の通院に係る助成対象を、小中学生まで拡大します。

新たに助成対象となる、4月1日現在で小学1年生〜中学3年生の児童・生徒の保護者には、7月中旬以降に登録申請書を郵送します。返信された人には、9月下旬に資格証を郵送する予定です。

**公共下水道整備後は
水洗化接続工事を**

下水道課 ☎775-93002
☎775-99006

市では、快適で住みよい街づくりを目指して、公共下水道の整備を進めています。公共下水道工事が完了した区域で公共下水道に接続していない場合は、早めの水洗化接続工事をお願いします。

水洗化接続工事を促進するため、4月1日申請分から従来の水洗便所改造資金貸付制度を拡充しました。ぜひご利用ください。

▼対象 市税、下水道事業受益者負担金の滞納がなく、連帯保証人(20歳以上で申請者と同居していない、市区町村民税を滞納していない人)が1人いる人

▼貸付限度額 50万円(工事費の範囲内で、1万円未満は切り捨て)

▼返済方法 貸し付けを受けた翌月から月賦返済(貸付額20万円以下/月額5,000円、貸付額21万円以上/月額1万円)

▼申し込み 申請書(下水道課(市役所6階)、市下水道指定工事店にある)に必要事項を記入して、申請者と連帯保証人の印鑑証明書(連帯保証人が市内に居住していない場合は、連帯保証人の市区町村民税の納税証明書)を添付して、下水道課へ(市下水道指定工事店を通じての申し込みも可)

※貸し付けに当たっては、審査があります。

人権擁護委員の活動

人権推進課 ☎775-5117
☎775-9819

市内には、市長が市議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣から委嘱された11人の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、市内の主なイベントの開催に合わせて啓発冊子を配布し人権思想を広め、人権侵害が起こらないよう人権擁護活動を行っています。

●**人権相談所を開設**

人権相談所を毎月第4水曜日(12

月は第3水曜日)午前10時〜午後3時に市役所7階大会議室で開設し、家庭内の不和、相続、人権についての悩み事・もめ事などの相談に応じています(25ページ参照)。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽

にご相談ください。

●**人権擁護委員(順不同・敬称略)**

- 秋月芳子(あきづよよしこ) 神田道子(かんだみちこ) 松尾四郎(まつおしろう)
- 国島一矩(くにしまかずのり) はらだたかひろ 矢部清美(やべきよみ)
- 稲和男(いなわお) 原田隆弘(はらたかひろ) 松澤美智子(まつざわみちこ)
- 小島勝(こじまかつ) 和気昭祐(わけあきあきひさ) 松澤美智子(まつざわみちこ)
- 前島百合子(まえしまゆかり)

JR 上尾駅 東口エスカレーターと自由通路が利用可能に

5月中旬

→上尾駅整備室
(☎775-6819)
(☎775-9872)

JR上尾駅改修工事に伴い、東口方面の上り・下りエスカレーターと階段が、5月中旬から利用できるようになります。新しいエスカレーターと階段は自由通路の駅東口から南側へ設置し、広場、駅へのアクセスが便利になります。さらに自由通路も20mに拡幅されます。

市では、駅改修工事に合わせて周辺整備も進めています。駅東口では、駅舎からデパート館とサロン館を結ぶ交差点までの約30mの区間のペデストリアンデッキ(歩行者用通路)を、自由通路と同じ20mに拡幅する工事を行います。駅西口では、北側歩道の拡幅や歩行者用屋根の設置を行っています。工事期間中はご不便、ご迷惑をお掛けしますが、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

施設配置図

